

福井市監査告示第21号

令和5年1月27日付け監査告示第3号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年5月26日

福井市監査委員 谷川 秀 男
福井市監査委員 浅野 信 也

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
- 2 措置を講じた部局等 商工労働部 観光文化局 文化振興課
（一乗谷朝倉氏遺跡事務所）
- 3 措置通知を収受した年月日 令和5年5月10日
- 4 措置内容

指摘事項	措置内容
<p>令和3年度に一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会に対して交付した2件の負担金において、精算がなされておらず、返還されるべき額が返還されていなかった。</p> <p>今後は、負担金の交付に当たっては、負担金の財源が公金であることを念頭に、適切な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和3年度に一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会に対して交付した2件の負担金について、一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の規約改正を行い、交付決定額と交付確定額の差額を返還するよう一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会に求め、差額分の返還処理を行った。</p> <p>今後、このようなことのないよう、十分注意し事務処理に努める。</p>